

令和7年度 鹿沼市中小企業等支援制度

新規創業や新製品の開発、販路拡張、工場の建設・増設を検討される事業者の皆さん、市の各種支援制度をご活用ください。

▼ 各支援制度のお問い合わせ先

①・②・③・④	産業振興課商工振興係	☎(63)2182	メール:sangyou@city.kanuma.lg.jp
⑤・⑥	産業振興課産業振興係	☎(63)2196	メール:sangyou@city.kanuma.lg.jp
⑦・⑧・⑨	産業誘致推進室	☎(63)2266	メール:sangyousuishin@city.kanuma.lg.jp

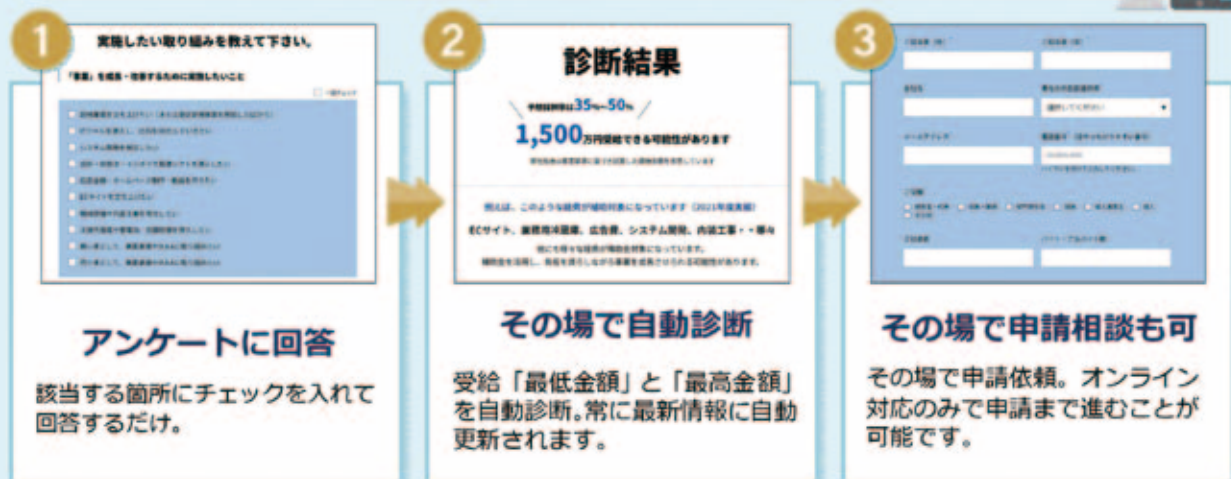
① 補助金等自動診断システム

国、県、市の補助金等がより活用しやすくなりました。補助金等自動診断システムは、スマートフォンやタブレットから簡単に診断ができ、受け取れる可能性がある国、県、市の補助金を探ることができます。※市では、国、県の補助金等に関するお問い合わせも受け付けています。



▲診断はこちら

診断はカンタン！ パソコン・タブレット・スマホで出来ます



② 創業者支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額等
①個店整備事業補助金	店舗の改装工事、備品（汎用性の低い備品、設備等）購入に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額（誘導区域内）40万円 （誘導区域外）20万円
②空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額（誘導区域内）4万円 / 月 （誘導区域外）3万円 / 月
③中小企業創業資金（市制度融資）	事業経営に必要な設備資金および運転資金を融資	・創業 500万円まで ・事業転換 1,000万円まで ・利率 1.75%～1.85%

※誘導区域とは、鹿沼市立地適正化計画で定めている「都市機能誘導区域」をいいます。※①②制度は、鹿沼市外から市内へ店舗を移す移転者も対象となります。※①②制度を利用する創業者は、鹿沼市が発行する特定創業支援事業に関する証明書が必要です。※③特定創業支援事業に関する証明書が発行されている場合、利率がさらに0.1%引き下げになります。

③ 商業関連支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
個店整備事業補助金（既存店舗）	既存店舗の改修工事、備品（汎用性の低い備品、設備等）購入に要する費用を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額10万円
商業団体販売促進事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	・補助対象経費の10分の3以内 ・限度額20万円

④ 工業関連支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
デジタル化推進事業補助金	市内事業者のデジタル化を加速し、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上に繋げることを目的とした販路開拓・業務効率化事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額50万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出店事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額30万円 ※前年度利用者は不可
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品等の販路拡張に向けた販売促進事業（催事開催、PR媒体作成等）に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額20万円
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・特許権補助 限度額20万円 ・その他補助 限度額10万円

⑤ 退職金制度補助

支援制度名	支援内容	対 象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員にかかる掛金を支援	従業員50人以下の市内事業所	・従業員1人につき1万2千円 ※限度額30万円 ※(申請締切)令和7年6月末まで

⑥ 農林商工連携・6次産業化支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や事業者自らが行う6次産業化事業への補助	・対象経費の2分の1以内 ・3年間の累計で100万円限度 ※事業期間は3年以内

⑦ 工場等の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条 件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1. 2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業 [土地取得後3年以内(※産業団地は5年以内)に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る] 2. 固定資産税の完納 3. 投下固定資産額が2億円以上(中小企業は5,000万円以上) 4. 常用雇用者が20人以上(中小企業は10人以上)	・投下固定資産額(固定資産税課税標準額)の2%以内・限度額1,000万円(各年度) ※操業開始後に課税された年度から3年間

⑧ 工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条 件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1. 工場適地立地促進補助金の交付条件を満たしていること 2. 市内新規常用雇用者が5人以上で1年以上継続雇用されていること	・市内新規常用雇用者1人あたり10万円 ※交付は1回限り

⑨ 宿泊施設の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条 件	補助率および補助限度額
宿泊施設立地促進補助金	旅館・ホテル等の宿泊業	1. 令和12年3月31日までに鹿沼市内で新たに(または増設し)ホテル営業等を開始 2. 投下固定資産額が1,000万円以上 ※その他諸条件あり	・対象固定資産に課された固定資産および都市計画税相当額 ※営業開始の翌年度から5年間